電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　無線局	第二章　［同上］
［第一節～第六節　略］	［第一節～第六節　同上］
第七節　業務書類等（第三十八条―第四十三条の六）	第七節　業務書類等（第三十八条―第四十三条の五）
［第三章・第四章　略］	［第三章・第四章　同上］
附則	附則
（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等）	［新設］
第四十三条の六　運用規則第百三十七条の二に規定する基地局の免許人は、同条に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長（以下この条において「所轄総合通信局長」という。）に確認を求めることができる。	
2　前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の八の様式による申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。	
3　所轄総合通信局長は、前項の申請があつた場合において、監視制御機能及び保守運用体制に係る対策が講じられていると確認したときは、申請者に対して確認書を交付する。	
4　前項の確認書の交付を受けた者は、その確認に係る監視制御機能又は保守運用体制に係る対策を変更した場合には、前項の確認書を所轄総合通信局長に返納し、又は返納の上改めて第二項の申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。	
5　所轄総合通信局長は、第三項の確認書の交付を受けた者からその確認に係る監視制御機能及び保守運用体制が確認されたとおりに維持されていること並びに当該保守運用の結果について報告を求めることができる。	
6　所轄総合通信局長は、第三項の確認書の交付を受けた者がその確認に係る監視制御機能又は保守運用体制に係る対策を講じなくなつたと認めるときは、当該確認を取り消すことができる。	
7　前項の規定により第一項の確認が取り消された者は、速やかに第三項の確認書を所轄総合通信局長に返納しなければならない。	
別表第五号の二　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の５関係）	**別表第五号の二**　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の５関係）
［様式略］	［様式同左］
［注１～５　略］	［注１～５　同左］
６　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項の確認を受けたという情報、	［新設］